

告 示

埼玉県告示第千四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ武里店

埼玉県春日部市大枝二 九武里団地内二街区

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 西側出入口（届出書添付の図面三での「出入口」部分において、交通安全を確保するため、市道六 四九四号線（けやき通り）から右折進入防止用のラバーポールを設置してください。

・ 「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター